

告示第 62 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定に基づきコンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る証明書交付手数料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 1 委託先 | 地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋 章夫 |
| 2 委託期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |